

国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則

	平成26.	4.	1	制定
改正	平成27.	1.	1	平成27. 4. 1
	平成28.	4.	1	平成29. 1. 1
	平成30.	1.	1	平成30. 4. 1
	平成31.	1.	1	令和元. 10. 1
	令和 2.	1.	1	令和 3. 4. 1
	令和 5.	1.	1	令和 5. 4. 1
	令和 5.10.	1		令和 6. 1. 1

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する職員（教職員のうち教員を除く職員をいう。以下同じ。）のうち、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、同条第3号に定める年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R1. 10. 1/R3. 4. 1)

(対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人群馬大学任免規則別表に規定する研究員、特定職員、特定有期職員及び医学部附属病院長（理事又は教員が医学部附属病院長を兼ねる場合を除く。以下同じ。）並びにその他学長が特に必要と認める者とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R5. 10. 1)

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当、管理教職員特別勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当、作業療法士手当、放射線取扱手当、臨床検査技師・臨床工学技士待機手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 年俸制適用職員の基本月額は、基本年俸の12分の1とする。

【一部改正】(27. 4. 1/30. 4. 1/R3. 4. 1)

(基本年俸の計算期間)

第4条 基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(基本年俸の額)

第5条 新たに採用する者（第5項に掲げる者を除く。）の基本年俸の額は、その者の

- 学歴，資格・免許，職務経験，能力及び責任の度合等を考慮して，別表第1，別表第2又は別表第3に定める俸給表により，学長が決定する。
- 2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は，学長が認める方法により決定することができる。
 - 3 前2項の規定により決定された基本年俸の額は，前年度までの勤務成績により，これを変更することがある。
 - 4 就業規則第24条の規定により再雇用する者(以下「再雇用職員」という。)の基本年俸の額は，その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用職員の欄に掲げる額とする。
 - 5 研究員の基本年俸の額は，別表第4に掲げる額とする。

【一部改正】(31.1.1/R3.4.1/R5.10.1)

(給与の支給日)

第6条 基本月額及び諸手当は，国立大学法人群馬大学教職員給与規則(以下「給与規則」という。)第4条の規定に準じて支給する。

(給与の支払等)

第7条 年俸制適用職員の給与は，給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。

- 2 前項に定めるほか，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当及び作業療法士手当については，給与規則第6条第1項から第4項までの規定に準じて支給する。

【一部改正】(R3.4.1)

(管理職手当)

第8条 年俸制適用職員の管理職手当は，給与規則第15条の規定に準じて支給する。

- 2 前項に規定するもののうち，医学部附属病院長の管理職手当は，給与規則別表第11に規定するイ.教育職俸給表5級Ⅱ種の額に準じて支給する。

【一部改正】(31.1.1)

(管理教職員特別勤務手当)

第8条の2 年俸制適用職員の管理教職員特別勤務手当は，給与規則第16条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(扶養手当)

第8条の3 年俸制適用職員の扶養手当は，給与規則第18条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(住居手当)

第9条 年俸制適用職員の住居手当は、給与規則第20条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 年俸制適用職員の通勤手当は、給与規則第21条の規定に準じて支給する。

(患者係事務職員手当)

第11条 患者係事務職員手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(学長が必要と認める者に限る。)に支給する。

2 患者係事務職員手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 6,600円 |
| (2) 2級である者 | 8,500円 |
| (3) 3級である者 | 9,600円 |
| (4) 4級である者 | 10,200円 |
| (5) 5級である者 | 10,600円 |

【一部改正】(27.4.1)

(診療放射線技師手当)

第12条 診療放射線技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師に支給する。

2 診療放射線技師手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(臨床検査技師手当)

第13条 臨床検査技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師に支給する。

2 臨床検査技師手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(作業療法士手当)

第13条の2 作業療法士手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士に支給する。

2 作業療法士手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に

定める額とする。

(1) 1級である者 16,000円

(2) 2級である者 18,200円

【一部改正】(R3.4.1追加)

(放射線取扱手当)

第14条 年俸制適用職員の放射線取扱手当は、給与規則第26条の規定に準じて支給する。

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第15条 年俸制適用職員の臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、給与規則第31条の6の規定に準じて支給する。

(超過勤務手当等)

第16条 年俸制適用職員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

(1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当

(2) 休日における勤務 休日給

(3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

2 前項の規定により支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、基本月額、管理職手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間当たり基本額(以下「基本額」という。)として算出するものとする。この場合において、基本額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が、放射線取扱手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、基本額は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】(R3.4.1)

(宿日直手当)

第16条の2 年俸制適用職員の宿日直手当は、給与規則第39条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(30.4.1追加)

(休職時の給与)

第17条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険

法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 年俸制適用職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当の100分の80を支給することができる。
- 3 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 年俸制適用職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。この場合において、第1項ただし書を準用する。
- 5 年俸制適用職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた年俸制適用職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

【一部改正】（R3.4.1）

（育児休業等の給与）

第18条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、同規則に定めるところによる。

（給与の減額）

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは、給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

（端数の処理）

第20条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（再雇用職員についての適用除外）

第21条 再雇用職員には、第3条第2項に定める諸手当のうち、扶養手当、住居手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定については、平成27年1月1日から適用する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける年俸制適用職員で、その者の受ける基本年俸が同日において受けていた基本年俸に達しないこととなる年俸制適用職員には、平成30年3月31日までの間、基本年俸のほか、その差額に相当する額を加算した額をその者の基本年俸として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける年俸制適用職員（前項に規定する年俸制適用職員を除く。）について、同項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、同項の規定に準じて基本年俸を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった年俸制適用職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、前2項の規定に準じて基本年俸を支給する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の規定については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1 年俸制一般職俸給表(第5条関係)

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸
再雇用職員 以外の職員	1	2,817,600	234,800	3,620,400	301,700	4,184,400	348,700	4,716,000	393,000	5,136,000	428,000
	2	2,894,400	241,200	3,732,000	311,000	4,281,600	356,800	4,825,200	402,100	5,265,600	438,800
	3	2,974,800	247,900	3,842,400	320,200	4,374,000	364,500	4,950,000	412,500	5,386,800	448,900
	4	3,066,000	255,500	3,939,600	328,300	4,466,400	372,200	5,070,000	422,500	5,528,400	460,700
	5	3,162,000	263,500	4,039,200	336,600	4,550,400	379,200	5,179,200	431,600	5,660,400	471,700
	6	3,272,400	272,700	4,137,600	344,800	4,645,200	387,100	5,306,400	442,200	5,790,000	482,500
	7	3,416,400	284,700	4,231,200	352,600	4,755,600	396,300	5,434,800	452,900	5,914,800	492,900
	8	3,518,400	293,200	4,310,400	359,200	4,864,800	405,400	5,565,600	463,800	6,040,800	503,400
	9	3,613,200	301,100	4,372,800	364,400	4,963,200	413,600	5,690,400	474,200	6,164,400	513,700
	10	3,700,800	308,400	4,431,600	369,300	5,066,400	422,200	5,823,600	485,300	6,270,000	522,500
	11	3,778,800	314,900	4,513,200	376,100	5,175,600	431,300	5,952,000	496,000	6,351,600	529,300
	12	3,844,800	320,400	4,588,800	382,400	5,282,400	440,200	6,064,800	505,400	6,416,400	534,700
	13	3,906,000	325,500	4,659,600	388,300	5,377,200	448,100	6,154,800	512,900	6,474,000	539,500
	14	3,967,200	330,600	4,723,200	393,600	5,486,400	457,200	6,223,200	518,600	6,524,400	543,700
	15	4,015,200	334,600	4,785,600	398,800	5,583,600	465,300	6,284,400	523,700	6,567,600	547,300
	16	4,060,800	338,400	4,851,600	404,300	5,648,400	470,700	6,324,000	527,000	6,608,400	550,700
	17	4,096,800	341,400	4,903,200	408,600	5,697,600	474,800	6,364,800	530,400	6,646,800	553,900
	18	4,132,800	344,400	4,962,000	413,500	5,745,600	478,800	6,403,200	533,600	6,682,800	556,900
	19	4,167,600	347,300	5,010,000	417,500	5,786,400	482,200	6,441,600	536,800	6,714,000	559,500
	20	4,200,000	350,000	5,032,800	419,400	5,820,000	485,000	6,478,800	539,900	6,738,000	561,500
	21	4,232,400	352,700	5,048,400	420,700	5,848,800	487,400	6,517,200	543,100	6,760,800	563,400
	22	4,260,000	355,000	5,066,400	422,200	5,878,800	489,900	6,546,000	545,500		
	23	4,294,800	357,900	5,089,200	424,100	5,906,400	492,200	6,583,200	548,600		
	24			5,108,400	425,700	5,931,600	494,300				
	25			5,128,800	427,400	5,958,000	496,500				
	26			5,151,600	429,300	5,982,000	498,500				
	27			5,172,000	431,000	6,010,800	500,900				
	28			5,194,800	432,900	6,045,600	503,800				
	29			5,214,000	434,500						
	30			5,232,000	436,000						
	31			5,258,400	438,200						
再雇用職員		2,725,200	227,100	3,124,800	260,400	3,705,600	308,800	3,987,600	332,300	4,207,200	350,600

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第2 年俸制医療職俸給表(第5条関係)

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
		号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸
再雇用職員 以外の職員	1	3,528,000	294,000	4,098,000	341,500	4,486,800	373,900	4,992,000	416,000
	2	3,625,200	302,100	4,183,200	348,600	4,568,400	380,700	5,125,200	427,100
	3	3,716,400	309,700	4,255,200	354,600	4,635,600	386,300	5,247,600	437,300
	4	3,818,400	318,200	4,340,400	361,700	4,695,600	391,300	5,364,000	447,000
	5	3,915,600	326,300	4,416,000	368,000	4,778,400	398,200	5,493,600	457,800
	6	3,999,600	333,300	4,488,000	374,000	4,887,600	407,300	5,620,800	468,400
	7	4,077,600	339,800	4,549,200	379,100	4,995,600	416,300	5,746,800	478,900
	8	4,156,800	346,400	4,629,600	385,800	5,097,600	424,800	5,864,400	488,700
	9	4,242,000	353,500	4,726,800	393,900	5,203,200	433,600	5,985,600	498,800
	10	4,317,600	359,800	4,825,200	402,100	5,308,800	442,400	6,104,400	508,700
	11	4,381,200	365,100	4,912,800	409,400	5,415,600	451,300	6,199,200	516,600
	12	4,443,600	370,300	5,010,000	417,500	5,509,200	459,100	6,272,400	522,700
	13	4,527,600	377,300	5,106,000	425,500	5,608,800	467,400	6,343,200	528,600
	14	4,600,800	383,400	5,202,000	433,500	5,684,400	473,700	6,403,200	533,600
	15	4,669,200	389,100	5,286,000	440,500	5,742,000	478,500	6,454,800	537,900
	16	4,735,200	394,600	5,373,600	447,800	5,788,800	482,400	6,501,600	541,800
	17	4,797,600	399,800	5,451,600	454,300	5,829,600	485,800	6,541,200	545,100
	18	4,861,200	405,100	5,498,400	458,200	5,872,800	489,400	6,579,600	548,300
	19	4,916,400	409,700	5,534,400	461,200	5,908,800	492,400	6,615,600	551,300
	20	4,963,200	413,600	5,570,400	464,200	5,943,600	495,300	6,654,000	554,500
	21	4,999,200	416,600	5,605,200	467,100	5,970,000	497,500	6,691,200	557,600
	22	5,018,400	418,200	5,636,400	469,700	5,995,200	499,600		
	23	5,035,200	419,600	5,659,200	471,600	6,018,000	501,500		
	24	5,053,200	421,100	5,682,000	473,500	6,042,000	503,500		
	25	5,070,000	422,500	5,702,400	475,200	6,064,800	505,400		
	26	5,090,400	424,200	5,721,600	476,800	6,100,800	508,400		
	27			5,738,400	478,200				
	28			5,766,000	480,500				
再雇用 職員		3,126,000	260,500	3,535,200	294,600	3,730,800	310,900	4,096,800	341,400

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、胚培養士、技能員に適用する。

別表第3 年俸制医学部附属病院長俸給表(第5条関係)

職務の級	1級(附属病院長)	
	基本年俸	基本月額
1号俸	8,925,600	743,800
2号俸	9,927,600	827,300
3号俸	10,963,200	913,600
4号俸	12,188,400	1,015,700

別表第4 研究員俸給表(第5条関係)

職名	基本年俸	基本月額
特別研究員(日本学術振興会特別研究員-PD)	4,344,000	362,000
特別研究員(日本学術振興会特別研究員-RPD)	4,344,000	362,000
特別研究員(日本学術振興会特別研究員-CPD)	5,352,000	446,000